

補助犬育成及び給付事業実施要綱

1 目的

補助犬育成及び給付事業（以下「事業」という。）は、補助犬を育成し、給付することにより、身体障害者の日常生活を容易にするとともに、社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、新潟県とする。

3 補助犬の育成

知事は、事業に要する補助犬の育成を身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 3 条に規定する訓練事業者に委託して行うものとする。

4 給付対象者

補助犬の給付対象者は、県内居住の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する 18 歳以上の身体障害者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 補助犬の種類に応じ、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める次の障害等級に該当すること。
 - ア 盲導犬 視覚障害 1 級又は 2 級
 - イ 介助犬 肢体不自由 1 級又は 2 級
 - ウ 聴導犬 聴覚障害 2 級
- (2) 県内に 1 年以上居住していること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 44 条第 2 項に定める基準に満たないこと。
- (4) 補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること。
- (5) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。
- (6) 現に障害者支援施設又はその他の施設に入所していないこと。

5 給付条件

補助犬の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助犬を虐待または放置してはならないこと。
- (2) 補助犬に必要な給食は、これを欠かしてはならないこと。
- (3) 補助犬を売却し、若しくは担保に供し、又は第三者に貸し付けてはならないこと。
- (4) 補助犬が排する糞便は、これを放置してはならないこと。
- (5) 補助犬を利用して他人の行動を妨害し、又は脅迫等に及んではならないこと。
- (6) 県の指示又は連絡事項を守り、補助犬の飼育及び管理について、法令等に違反してはならないこと。

6 申請

補助犬の給付を希望する者（以下「給付希望者」という。）は、補助犬給付申請書（別記第 1 号様式）を、給付を受けようとする年度の前年度の 1 月 31 日までに居住地を管轄

する市町村長に提出しなければならない。

7 調査等

給付希望者から申請書の提出を受けた市町村長は、当該申請書記載事項の確認及び必要な調査を行い、意見を付して2月20日までに知事に進達するものとする。

8 給付候補者の選考

- (1) 知事は、申請書の内容を審査し、補助犬給付の必要度の高い者から給付候補者を選考するものとする。
- (2) 知事は、給付候補者を決定したときは、補助犬給付候補者決定通知書（別記第2号様式）により、市町村長を経由して給付希望者に通知するものとする。

9 訓練

給付候補者は、3に規定する訓練事業者が実施する訓練を受けるものとする。

10 給付の決定等

- (1) 知事は、9に定める訓練の結果、給付が適当と認められると決定したときは、補助犬給付決定通知書（別記第3号様式）により、市町村長を経由して給付候補者に通知するものとする。
- (2) 知事は、9に定める訓練の結果、給付が不適当と認められるときは、補助犬給付不決定通知書（別記第4号様式）により、市町村長を経由して給付候補者に通知するものとする。

11 費用負担

- (1) 給付候補者は、9に定める訓練における給付候補者本人に係る経費を負担するものとする。また、10の(2)の規定により給付されなかった場合においても同様とする。
- (2) 受給者は、補助犬の飼育管理に要するすべての経費を負担するものとする。

12 届出

受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助犬受給者異動届（別記第5号様式）を市町村長を経由して知事に届け出なければならない。

- (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
- (2) 4に定める要件を欠いたとき。
- (3) 補助犬が死亡したとき、又は老衰若しくは事故等により補助犬としての機能を果たさなくなったとき。

13 賠償責任

知事は、受給者が5に定める給付条件に違反したと認めたときは、受給者から当該給付に要した費用の全部又はその一部を賠償させることができるものとする。

14 帳簿の整備等

知事は、補助犬給付台帳（別記第6号様式）を備えて補助犬の給付状況を整理しておくものとする。

附 則
この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。